

○総務省訓令第39号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年6月24日

総務大臣 麻生 太郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

別表1の2第2号1の表中

118	A3E	6	5	飛行場（新東京国際空港、東京国際空港、関西国際空港及び那覇空港は除く。）	地上管制業務用の陸上移動局用 注1、注7	を
-----	-----	---	---	--------------------------------------	----------------------	---

118	A3E	6	5	全国の空港	地上管制業務用の陸上移動局用 注1、注7	に
-----	-----	---	---	-------	----------------------	---

改める。

別表1の2第4号1の表中

123.1	〃	〃	〃	〃	全国	搜索救難用	を
123.325	〃	〃	〃	〃	〃	飛行訓練用 注4	

123.1	〃	〃	〃	〃	全国	搜索救難用	に、
123.325	〃	〃	〃	航空事業用	〃	飛行訓練用 注4	

123.5	〃	〃	50	航空事業用	全国	注5	を
-------	---	---	----	-------	----	----	---

123.5	〃	〃	〃	〃	全国	注5	に、
-------	---	---	---	---	----	----	----

129.225	〃	〃	〃	〃	関西国際空港内		
---------	---	---	---	---	---------	--	--

129.25	"	"	"	"	東北、北陸、中国、四国及び九州管内		を
「							
129.225	"	"	"	電気通信業務用	関西国際空港内		に、
129.25	"	"	"	航空事業用	東北、北陸、中国、四国及び九州管内		
」							
「							
129.375	"	"	50		関西国際空港内		を
129.425	"	"	"	"	全国	注5	
」							
「							
129.375	"	"	50	電気通信業務用	関西国際空港内		に、
129.425	"	"	"	航空事業用	全国	注5	
」							
「							
129.475	"	"	"	"	関西国際空港内		を
129.525	"	"	5	"	全国	注5	
」							
「							
129.475	"	"	"	電気通信業務用	関西国際空港内		に、
129.525	"	"	5	航空事業用	全国	注5	
」							
「							
129.65	"	"	"	"	全国	注1、注2	を
"	"	"	"	"	北海道管内		
129.7	"	"	"	"	全国	注1、注2	
129.8	"	"	"	航空事業用	"	注5	
129.85	"	"	"	"	全国(中国、四国及び九州管内を除く。)	注1、注2、注3	
"	"	"	"	"	北海道管内		
129.9	"	"	"	"	全国	注5	
」							
「							
129.65	"	"	"	"	"	注1、注2	

129.7	"	"	"	"	"	"	"
129.8	"	"	"	"	"	"	注5
129.85	"	"	"	"	"	全国(中国、四国及び九州管内を除く。)	注1、注2、注3
129.9	"	"	"	"	"	全国	注5

に、

130	"	"	"	航空事業用	東北、北陸、近畿、中国、四国、九州及び沖縄管内	注2
"	"	"	"	"	沖縄管内及び与論空港内	"
130.05	"	"	"	"	全国	注5

を

130	"	"	"	航空事業用	東北、北陸、近畿、中国、四国、九州及び沖縄管内	注2
130.05	"	"	"	"	全国	注5

に、

130.15	"	"	"	"	全国	注5
130.175	"	"	"	航空事業用	全国(沖縄管内を除く。)	注1

を

130.15	"	"	"	航空事業用	全国	注5
130.175	"	"	"	"	全国(沖縄管内を除く。)	注1

に、

130.45	"	"	"	"	全国(沖縄管内を除く。)	注1
"	"	"	"	"	北海道管内	
130.6	"	"	"	"	中国、四国及び九州管内	

を

130.45	"	"	"	"	全国(沖縄管内を除く。)	注1
130.6	"	"	"	"	中国、四国及び九州管内	

に、

130.95	"	"	"	電気通信 業務用	関西国際空港内	外国航空機に 対する運行管 理通信用	を
--------	---	---	---	-------------	---------	--------------------------	---

130.95	"	"	"	電気通信 業務用	関西国際空港内	外国航空機に 対する運航管 理通信用	に、
--------	---	---	---	-------------	---------	--------------------------	----

131.05	"	"	"	電気通信 業務用	関西国際空港内	外国航空機に 対する運行管 理通信用	を
131.25	A2D	"	"	運航管理 用	全国	航空無線データ 通信用	
"	"	"	"	電気通信 業務用	"	"	

131.05	"	"	"	電気通信 業務用	関西国際空港内	外国航空機に 対する運航管 理通信用	に、
131.25	A2D	"	"	"	全国	航空無線データ 通信用	

131.35	"	"	"	電気通信 業務用	関西国際空港内	外国航空機に 対する運行管 理通信用、航 空無線データ 通信用	を
131.45	A2D	"	"	運航管理 用	全国	航空無線データ 通信用	
"	"	"	"	電気通信 業務用	"	"	

131.35	"	"	"	電気通信 業務用	関西国際空港内	外国航空機に 対する運航管 理通信用	に、
131.45	A2D	"	"	"	全国	航空無線データ 通信用	

131.95	"	"	"	電気通信 業務用	全国(新千歳、名 古屋、福岡、那覇、 大阪国際、新東京)	外国航空機に 対する運行管 理通信用	を
--------	---	---	---	-------------	------------------------------------	--------------------------	---

					国際及び東京国際の各空港内を除く。)	
--	--	--	--	--	--------------------	--

131.95	"	"	"	電気通信業務用	全国(新千歳、名古屋、福岡、那覇、大阪国際、新東京国際及び東京国際の各空港内を除く。)	外国航空機に対する運航管理通信用	に、
--------	---	---	---	---------	---------------------------------------------	------------------	----

132.05	"	"	"	電気通信業務用	新千歳、名古屋、福岡及び那覇の各空港内	外国航空機に対する運行管理通信用	を
--------	---	---	---	---------	---------------------	------------------	---

132.05	"	"	"	電気通信業務用	新千歳、名古屋、福岡及び那覇の各空港内	外国航空機に対する運航管理通信用	に、
--------	---	---	---	---------	---------------------	------------------	----

135.4	"	"	"	"	"	"	を
228.8	"	"	"	航空機の製造又は修理事業用	近畿、中国及び四国管内	"	

135.4	"	"	"	"	"	"	に
136.975	G1D	16.8	"	電気通信業務用	"	航空無線データ通信用	
"	"	"	"	航空保安用	"	"	
228.8	A3E	6	"	航空機の製造又は修理事業用	近畿、中国及び四国管内	"	

改め、同表の備考2中「運輸省」を「国土交通省」に改める。

別表1の2第4号2の表中

122.9	"	"	"			飛行訓練用	を
"	"	"	"	航空事業用		"	
"	"	"	"	教育訓練用		"	

123	”	”	”	航空事業 用	”
”	”	”	”		”
123.1	”	”	”		搜索救難用

122.9	”	”	”	航空事業 用	飛行訓練用	に、
123	”	”	”		”	
123.1	”	”	”		搜索救難用	

123.4	”	”	”	航空事業 用	”	を
”	”	”	”		”	
123.45	”	”	”		災害時飛行援 助用	

123.4	”	”	”	航空事業 用	”	に、
123.45	”	”	”		災害時飛行援 助用	

123.625	”	”	”	”		を
---------	---	---	---	---	--	---

123.675	”	”	”	”		に
---------	---	---	---	---	--	---

改める。

別表3の19(4)の表を次のように改める。

地方局	呼出符号	地方局	呼出符号
北海道	8 J 8 又は 8 N 8 の字の次に、1字以上5字以下のアルファベット又はアルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの(ただし、最後の字はアルファベットであること。)を付したものの	東北	8 J 7 又は 8 N 7 の字の次に、1字以上5字以下のアルファベット又はアルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの(ただし、最後の字はアルファベットであること。)を付したものの
関東	8 J 1 又は 8 N 1 の字の次に、1字以上5字以下のアルファベット又はアルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの(ただし、最後の字はアルファベットであること。)を付したものの	信越	8 J φ 又は 8 N φ の字の次に、1字以上5字以下のアルファベット又はアルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの(ただし、最後の字はアルファベットであること。)を付したものの

北 陸	8 J 9 又は 8 N 9 の字の次に、1 字以上 5 字以下のアルファベット又はアルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの（ただし、最後の字はアルファベットであること。）を付したもの	東 海	8 J 2 又は 8 N 2 の字の次に、1 字以上 5 字以下のアルファベット又はアルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの（ただし、最後の字はアルファベットであること。）を付したもの
近 畿	8 J 3 又は 8 N 3 の字の次に、1 字以上 5 字以下のアルファベット又はアルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの（ただし、最後の字はアルファベットであること。）を付したもの	中 国	8 J 4 又は 8 N 4 の字の次に、1 字以上 5 字以下のアルファベット又はアルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの（ただし、最後の字はアルファベットであること。）を付したもの
四 国	8 J 5 又は 8 N 5 の字の次に、1 字以上 5 字以下のアルファベット又はアルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの（ただし、最後の字はアルファベットであること。）を付したもの	九 州 沖 縄	8 J 6 又は 8 N 6 の字の次に、1 字以上 5 字以下のアルファベット又はアルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの（ただし、最後の字はアルファベットであること。）を付したもの

注1 地方局別の数字の次の文字を3文字とする場合は、AAAからQQZまで及びQUAからZZZまでのものに限り指定する。

2 当該呼出符号は、行事等にふさわしいものであること。

附 則

この訓令は、平成16年6月24日から施行する。